

地方税法第20条の2第1項の規定に基づき、次の書類を公示送達します。

なお、送達すべき書類は、市民部国保年金課に保管していますので受領してください。

令和 8年 6月12日

大分市長 足立 信也



送達すべき書類の名称	令和 7 年度 後期高齢者医療保険料 決定通知書兼納入通知書
	令和 8 年度 後期高齢者医療保険料 仮徴収額決定通知書
	別紙のとおり
送達を受けるべき者の 氏名(名称)	

(注意)

この書類は、高齢者の医療の確保に関する法律第112条で準用する地方税法第20条の2第3項の規定に基づき、公示を始めた日から起算して7日を経過したときをもって送達されたものとみなされます。

